

公益認定の基準

定款の内容が「法人法」及び「認定法」に適合するものであること。

認定法第5条各号に掲げる基準(主なものは下記)に適合すること。計18項目

経理的基礎を有すること。	財務状況が健全であること。 経理事務の精通者等により適切な情報開示がなされていること。
技術的能力を有すること。	技術や専門的能力を持つ人材、設備等の能力を有すること。
特別の利益を与える行為を行わないこと。	社員や理事などの法人の関係者、営利事業を営む者などに、「特別の利益」を与えてはならないこと。
収支相償であること。	公益目的事業に係る収入の額が、その事業に必要な適正な費用を償う額を超えないこと。
公益目的事業比率が50%以上であること。	公益目的事業に要する実施費用が、事業費及び管理費の合計額に占める割合が50%以上であること。
遊休資産が制限を超えないこと。	法人の純資産額のうち、具体的な用途の定まっていない財産の額が、1年分の公益目的事業費相当額を超えないこと。